

## 農林水産省知的財産戦略の進捗状況

## I 知的財産の創造・活用促進

## 1 研究・技術開発分野

- 研究開発、新品種による新需要創造、実用化、事業化（生産局）・・・ 1
- ゲノム情報を活用した新品種の育成促進（技術会議事務局）（水産庁）・・・ 2
- 和牛等の遺伝子特許の取得の促進、パテントライブラリの構築（生産局） 4
- 農林水産知的財産ネットワークの構築（技術会議事務局）・・・ 6
- リエゾンオフィスの設置（技術会議事務局）（水産庁）・・・ 7

## 2 生産現場・農山漁村

- 現場の知的財産の取扱指針の作成（大臣官房）（水産庁）・・・ 9
- 地域資源のリスト化と情報発信、郷土料理百選の実施（農村振興局）・・・ 10
- 地域資源の再発見・活用（水産庁）・・・ 13
- 企業やNPO等との連携の促進（農村振興局）・・・ 14
- 地域ブランド化の取組支援  
（大臣官房）（総合食料局）（農村振興局）（水産庁）・・・ 16
- 日本ブランドマークによる輸出促進（生産局）・・・ 20
- 海外日本食優良店の支援に対する取組（総合食料局）・・・ 23

## II 知的財産の保護強化

## 1 植物新品種の育成者権の保護対策

- 植物新品種の育成者権の保護の強化（生産局）・・・ 25
- 東アジア植物品種保護フォーラム構想の具体化（生産局）・・・ 27
- 海外への働きかけ、情報収集（生産局）・・・ 29

## 2 その他

- 和牛精液の流通管理の徹底（生産局）・・・ 30
- 権利侵害対策の強化（総合食料局）・・・ 32
- 食品産業に係る技術流出防止指針の作成（総合食料局）・・・ 33

## III 普及啓発・人材育成

- 農林水産関係者、現場の指導者に対する普及啓発・人材育成（大臣官房） 34
- 普及指導員に対する普及啓発・人材育成（経営局）（林野庁）（水産庁） 35

## 【新需要創造、実用化、事業化】

(担当局：生産局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新需要創造対策事業の対象となっている6課題（巨大胚芽米、高メチル化カテキン茶、高アントシアニン紫さつまいも等）について、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業実施団体を通じて、新食品の試作による市場化プランの作成、シンポジウムやリーフレットによる産地や企業への情報提供を実施。</li><li>・ 産地と企業のマッチングによる新需要創造協議会の育成に向けた事業実施団体の取組のフォローを実施。</li></ul></li><li>○ 新食品の原料となる高品質農産物の安定供給に取り組む産地に対し、原料に一定の機能性成分が含まれることを保証するシステムづくりや、原料の調整・加工に必要な機械・施設整備の支援を実施。</li><li>○ 事業化のシーズについては、20年度以降は研究独法に加え、公設試や国公立大学の研究成果まで拡大することとし、事業化要望のあった計52課題について、外部有識者検討会等による審査を経て、20年度の新規課題として、6課題（低グルテリン米、β-クリプトキサンチン、ポテトペプチド等）を決定。（1月）</li></ul>	
<b>2 課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市場規模の拡大が見込まれる新規課題を順次追加し、新需要創造対策事業を通じて支援することにより、公的研究機関の研究成果を活用した新食品・新素材の市場規模の目標（22年度に700億円程度）を着実に達成する必要。</li><li>○ 新食品・新素材の情報収集・発信により、新需要創造の基盤づくりが必要。</li></ul>	
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 20年度の新規課題について、3月に審査委員会を開催し、事業実施団体を採択。4月以降、新食品の課題ごとに、事業実施団体を通じて、産地や企業等への情報提供を行うとともに、産地と企業のマッチングにより、新需要創造協議会を育成。</li><li>○ 新食品・新素材の原料となる高品質農産物の安定供給に取り組む産地（新需要創造協議会）に対し、引き続き、技術実証や機械・施設整備を支援。</li><li>○ 新需要創造対策のポータルサイトを作成し、ホームページを活用した機能性のPRや、事業により生まれた新商品の紹介等に取り組む。</li></ul>	
<b>4 主要スケジュール</b>	
20年3月	審査委員会の開催（20年度の課題に係る実施団体の審査）
20年4月	実施団体の採択
20年6月～	産地（新需要創造協議会）へのソフト／ハード支援

## 【ゲノム情報を活用した新品種の育成促進】

(担当局：技術会議事務局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 16年度までにイネゲノム全塩基配列を解読し、19年3月までにおよそ100の遺伝子機能を解明、特許を出願。</li><li>○ これらの成果を活用して、従来のコシヒカリより15cm丈が短い「コシヒカリつくばSD1号」が品種登録され、平成19年には約1,300haで栽培。このほか、茶の中間母本2種について登録。</li><li>○ さらに、トビイロウンカ抵抗性をヒノヒカリに導入した「関東BPH1号」、晩生遺伝子をコシヒカリに導入した「関東HD2号」、赤米遺伝子をコシヒカリに導入した「富山赤71号」を品種登録出願。</li></ul>
<b>2 課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでのイネゲノム研究の成果を活用し、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する画期的な作物の開発につながる取組の加速化が必要。</li><li>○ 目標とする作物の開発に必要な遺伝子単離・機能解明や遺伝子機能を有効に活用する技術開発が必要。</li></ul>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 上記課題の解決に向け、5年後までに多収飼料イネ、複合病虫害抵抗性イネ、乾燥・塩害耐性コムギを開発するなど目標を明確に示しつつ、実用品種の開発研究と遺伝子機能解明等の基礎的研究を我が国植物ゲノム研究勢力を結集して実施するプロジェクトを開始。 (なお、プロジェクト研究の開始に先立ち、3月末までに知財調査を実施。)</li></ul>
<b>4 主要スケジュール</b>
20年4月～ 新農業展開ゲノムプロジェクトの開始

## 【ゲノム情報を活用した新品種の育成促進】

(担当局：水産庁)

1	これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
	○ ノリの育成者権の保護・育成に向けて、水産総合研究センターを中心に、主要ノリ生産県や大学、生産者団体との連携の下、品種判別に必要なノリゲノム情報の解読等を実施中。また、漁連を中心とするノリ優良品種確保のための全国的な体制を整備し、優良特性を有するノリ株の探索を実施中。
2	課題
	○ ノリについては、品種及び原産地の判別手法の開発と、優良なノリ株の品種登録を促進することが必要。
3	今後の予定（平成20年度）
	○ ノリの育成者権の保護・育成に向けて、引き続き品種判別に必要なノリゲノム情報の解読、優良なノリ株の探索等を行うとともに、品種特性の評価法の開発に着手する。
4	主要スケジュール
20年6月	20年度ノリ優良品種関係全国検討会（9月、21年3月にも開催予定）、20年度原産地判別手法等の推進・評価委員会（21年3月にも開催予定）、全国ノリ研究会の開催

## 【和牛等の遺伝子特許の取得の促進、パテントライブラリの構築】

(担当局：生産局)

1	これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 19年5月、都道府県、大学、試験研究機関、畜産関係団体等の和牛ゲノム研究関係者から構成される「和牛知的財産権取得・活用推進協議会」を設置し、パテントに関する専門委員会での検討を重ね、12月にパテントライブラリの運営のルール等を決定。</li><li>○ 20年2月、和牛知的財産権取得・活用推進協議会の下に設置した「共同研究推進委員会」及び「和牛ゲノム 特許活用推進委員会」を開催し、今後の共同研究の進め方等について検討を実施。</li></ul>	
2	課題	
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 和牛ゲノム研究に関する戦略の策定</li><li>○ 共同研究推進委員会の活動を通じた和牛ゲノムに関する共同研究の推進</li><li>○ 和牛の遺伝子解析に係る研究資源のデータベースの構築</li><li>○ 各研究機関の積極的な特許取得の推進</li><li>○ パテントライブラリの効率的な運営</li></ul>	
3	今後の予定（平成20年度）	
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 和牛知的財産権取得・活用推進協議会の本格的な活動を通じ、和牛ゲノムに関する共同研究の推進、積極的な特許取得の推進を図る。</li></ul>	
4	主要スケジュール	
20年	6月	共同研究推進委員会開催 (研究資源データベースの構築、共同研究推進方策について 等)
20年	6月	和牛知的財産権取得・活用推進協議会総会の開催
(20年度中に両委員会をそれぞれ2～3回程度開催予定)		

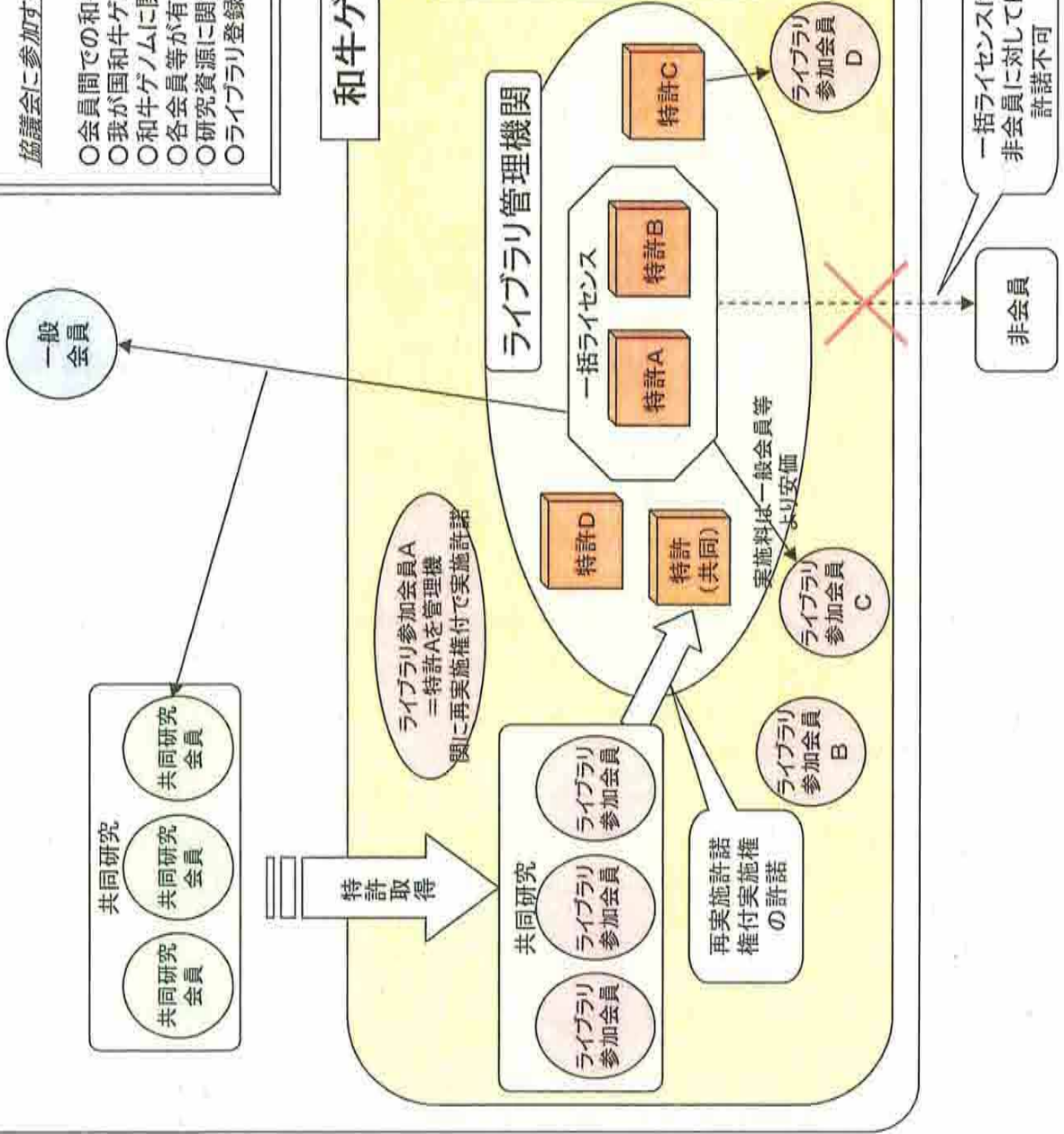
# 和牛知的財産権取得・活用推進協議会及び和牛ゲノムパテントライブラリの仕組み

## 和牛知的財産権取得・活用推進協議会

- 協議会に参加するメリット
- 会員間での和牛ゲノム研究に関する情報交換
  - 我が国和牛ゲノム研究の推進方向に関する協議への参加
  - 和牛ゲノムに関する共同研究の推進
  - 各会員等が有する研究人材、サンプル、機材等の相互協力
  - 研究資源に関する情報のデータベースの利用
  - ライブラリ登録特許権の一括ライセンスの取得

## 和牛ゲノムパテントライブラリ

- パテントライブラリに参加するメリット
- ライブラリに登録されている特許権の実施特許手続きの簡易化
  - 非営利目的の研究について、無償または合理的な実施料での実施が可能
  - 関連する特許の一括ライセンス・特許料の配分による手続きの省力化
  - 一括ライセンスの実施料の優遇



## 【農林水産知的財産ネットワークの構築】

(担当局：技術会議事務局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産・食品分野の知的財産の活用に向けて、知財実務者、研究者の交流促進を行うため、「農林水産知的財産ネットワーク」会員の募集を開始するとともに一元的な情報提供窓口となるポータルサイト (<a href="http://www.aff-chizai.net">http://www.aff-chizai.net</a>)」を開設（7月30日）。</li><li>○ 交流促進の一環として、ネットワーク主催シンポジウム「農林水産・食品分野の知的財産の活用に向けて」を開催。企業、大学、公的研究機関等幅広い機関の知財担当者、研究者等180名が参加。（11月27日）</li><li>○ 平成20年度2月末現在の会員数は、大学、都道府県、独立行政法人・公益法人、TLO、企業等129機関（170件）。</li></ul>
<b>2 課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ ネットワーク機能の強化に向け、ニーズを把握した上でポータルサイトのコンテンツを充実させる等、より利便性を高めたサイトに改良していくことが必要。</li><li>○ 農林水産・食品分野の知的財産の活用を一層促進するため、実際に知財業務に携わる人材の育成が必要。</li><li>○ 知財の実需者である企業等に向けたPRを引き続き実施し、連携を深めることが必要。</li></ul>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産・食品分野の特許権や育成者権の情報を統合検索できるシステムの開発、研究者の知財に係る知識の向上や知財実務者の知財流通能力の向上を目的としたセミナー、ワークショップを実施。</li></ul>
<b>4 主要スケジュール</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>20年4月～ ネットワーク会員へのアンケート実施</li><li>5月～ 統合検索システムの検討・構築</li><li>9月～ 人材育成セミナー、ワークショップの開催</li><li>秋頃 ニーズを踏まえたポータルサイトの改善 農林水産知的財産ネットワークシンポジウムの開催</li></ul>

## 【リエゾンオフィスの設置】

(担当局：技術会議事務局、水産庁)

<p>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</p>
<p>○ 農研機構において、リエゾンオフィス（都内）を開設し、産学官連携コーディネーターを配置（4月1日）。</p> <p>○ 第3回農研機構産学官連携交流セミナー「野菜のフロンティア」を開催（7月24日）。</p> <p>○ 第4回農研機構産学官連携交流セミナー「ライスミート、ライスミルク～水田の贈り物～」を開催（8月28日）。</p> <p>○ 農研機構に産学官連携推進本部を発足させ、具体的な組織として農研機構本部内に産学官連携センターを設置（10月1日）。</p> <p>○ 第5回農研機構産学官連携交流セミナー「果物のフロンティア」を開催（11月13日）。</p> <p>○ 第6回農研機構産学官連携交流セミナー「環境にやさしい病虫害防除の新展開」を開催（1月18日）。</p> <p>○ 第7回農研機構産学官連携交流セミナー「新品種をビジネスチャンスに—今話題の新品種の特徴をご案内—」を開催（2月20日）。</p> <p>〔平成19年度の実績〕 ※2月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ セミナーへの参加者 423名</li><li>・ 企業等からの相談 97件</li><li>・ 共同研究等への展開 3件</li></ul> <p>○ （独）水産総合研究センターにおいて、リエゾンオフィスを含めた成果の実用化等について研究成果実用化促進検討会を設置し検討。</p>
<p>2 課題</p>
<p>○ 農研機構リエゾンオフィス設置初年度（平成19年度）の実績を踏まえ、共同研究や事業化につながる企業とのコミュニケーションの一層の充実。</p> <p>○ 農研機構以外の独立行政法人におけるリエゾンオフィスの設置。</p> <p>（独）水産総合研究センターにおいては、社会連携推進本部を設置し（3月）、ワンストップサービス機能の充実、業務態勢の整備等が必要。また、社会連携推進本部が中心となり、リエゾンオフィス機能を有する「水産技術交流プラザ」を開設し（3月）、水産技術の交流の場を作る。</p>
<p>3 今後の予定（平成20年度）</p>
<p>○ 農研機構リエゾンオフィスにおいて、産学官連携交流セミナーを引き続き開催</p>

するとともに、民間企業等のニーズ把握や一層の情報交換を進めるため、双方向コミュニケーションを強化。

- （独）水産総合研究センターにおいて、「社会連携推進本部」及びリエゾン業務を展開する水産技術の交流の場（会議、セミナー、シンポジウム等）として「水産技術交流プラザ」を開設・運営。

#### 4 主要スケジュール

20年3月（独）水産総合研究センターにおいて、水産技術の交流の場として「水産技術交流プラザ」を発足。

4月 上記プラザにおいて、第1回技術交流セミナー「まぐろを巡る研究開発～その中にあるビジネスチャンス～」を開催。

以降、技術交流セミナーについては、2ヶ月に1回程度開催

## 【現場の知的財産の取扱指針の作成】

(担当局：大臣官房、水産庁)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産業者、都道府県の普及指導員やJ A の営農指導員等が活用できる、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの「知的財産」としての取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめた「農業における現場における知的財産取扱指針」を平成19年8月に策定し、広く関係者に説明・普及を図った。</li><li>○ 水産知的財産戦略等連絡会において「水産業の現場における知的財産取扱指針」の内容及び効果的な普及方法について検討した。</li></ul>
<b>2 課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業現場における知財取扱指針について、さらに具体的なものとして内容を充実し、効果的に普及していくこと。</li><li>○ 「水産業の現場における知的財産取扱指針」を水産業の現場（漁業者、養殖業者等）に効果的に普及していくこと。</li></ul>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「水産業の現場における知的財産取扱指針」の策定及び都道府県、関係団体等に通知</li><li>○ 20年度から実施する農林水産分野知的財産人材育成総合事業において、現場の知的財産の取扱について参考となる指針・テキストを作成。</li></ul>
<b>4 主要スケジュール</b>
平成20年3月 「水産業の現場における知的財産取扱指針」策定並びに都道府県、関係団体等に通知 平成20年5月～ 農林水産分野知的財産人材育成総合事業にて、指針・テキストの検討及び農林水産関係者に対するセミナーの実施

## 【地域資源のリスト化と情報発信、郷土料理百選の実施】

(担当局：農村振興局)

<p>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</p>
<p>(地域資源のリスト化と情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化財指定、棚田百選、疏水百選、表彰事例など既存資料から地域資源を整理した。</li><li>・農村振興モニター（全国約700人）へアンケートを実施し、全国各地のお宝資源を把握した。</li><li>・自治体を対象に農業生産や営農に関連が深く、歴史文化的価値が高い、それぞれの地域のお宝資源（施設・建築物）についてアンケートを実施し、近代農業遺産（仮称）を把握した。</li></ul> <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットや既存の刊行物、上記農村振興モニター（約700人）アンケートにより、全国の郷土料理を整理した。</li><li>・第1回選定委員会を設立・開催し、郷土料理の定義や選定基準、候補料理（1,650品）の決定を行った。</li><li>・インターネット等を活用した人気投票を実施し、1万2千人を超える投票があった。</li><li>・第2回選定委員会を開催し、インターネット人気投票の結果と都道府県からの推薦を踏まえて、概ね300品程度に絞り込みを行った。</li><li>・第3回選定委員会を開催し、「農山漁村の郷土料理」を99品、「御当地人気料理特選」23品を選定・公表した。</li></ul>
<p>2 課題</p>
<p>(地域資源のリスト化と情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット上で常に最新の情報を更新するため、情報の収集や管理をどうするのか。</li></ul> <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・選定された郷土料理百選を今後どのように活用し、地域振興に役立てていくのか。</li></ul>
<p>3 今後の予定</p>
<p>(地域資源のリスト化)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットを活用し、リスト化された地域資源の情報発信を行い国民に紹介していく。</li><li>・次年度以降も地域資源の把握を行い、資源リストの充実を図る。</li></ul> <p>(郷土料理百選)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・20年3月に選定された郷土料理等の概要を取りまとめたパンフレットを作成し、</li></ul>

全国に配布するとともに、インターネット等を活用した情報発信に努める。

#### 4 主要スケジュール

(地域資源のリスト化)

平成20年5月頃 ウェブサイトによる情報発信

平成20年5月～ 順次、地域資源情報の追加を行う

(郷土料理百選)

平成20年4月 郷土料理百選パンフレットの配布

平成20年4月～ ウェブサイトによる情報発信

都道府県名	農山漁村の郷土料理百選				御当地人気料理特選	
北海道	ジンギスカン	石狩鍋	ちゃんちゃん焼き		ウニ・イクラ丼	スープカレー
青森県	いちご煮	せんべい汁				
岩手県	わんこそば	ひつつみ			盛岡冷麺	盛岡じゃじゃ麺
宮城県	ずんだ餅	はらこ飯			牛タン焼き	
秋田県	きりたんぼ鍋	稲庭うどん			横手やきそば	
山形県	いも煮	どんがら汁				
福島県	こづゆ	にしんの山椒漬				
茨城県	あんこう料理	そぼろ納豆				
栃木県	しもつかれ	ちたけそば			宇都宮餃子	
群馬県	おっきりこみ	生芋こんにゃく料理			焼きまんじゅう	
埼玉県	冷汁うどん	いが饅頭			やきとん	
千葉県	太巻き寿司	イワシのごま漬				
東京都	深川井	くさや			もんじゃ焼き	
神奈川県	へらへら団子	かんこ焼き			よこすか海軍カレー	
新潟県	のっぺい汁	笹寿司				
富山県	鱒寿司	ぶり大根				
石川県	カブラ寿司	治部(じぶ)煮				
福井県	越前おろしそば	さばのへしこ				
山梨県	ほうとう	吉田うどん				
長野県	信州そば	おやき				
岐阜県	栗きんとん	ほう菜みそ				
静岡県	桜えびのかき揚げ	うなぎの蒲焼き			富士宮やきそば	
愛知県	ひつまぶし	味噌煮込みうどん				
三重県	伊勢うどん	手こね寿司				
滋賀県	ふな寿司	鴨鍋				
京都府	京漬物	賀茂なすの田楽				
大阪府	箱寿司	白みそ雑煮			お好み焼き	たこ焼き
兵庫県	ポタン鍋	いかなごのくぎ煮			明石焼き	神戸牛ステーキ
奈良県	柿の葉寿司	三輪そうめん				
和歌山県	鯨の竜田揚げ	めはりずし				
鳥取県	かに汁	あごのやき				
島根県	出雲そば	しじみ汁				
岡山県	岡山ばらずし	ままかり寿司				
広島県	カキの土手鍋	あなご飯			広島風お好み焼き	
山口県	ふく料理	岩国ずし				
徳島県	そば米雑炊	ほうぜの姿寿司				
香川県	讃岐うどん	あんもち雑煮				
愛媛県	宇和島鯛めし	じゃこ天				
高知県	かつおのたたき	皿鉢(さわち)料理				
福岡県	水炊き	がめ煮			明太子	
佐賀県	呼子イカの活きづくり	須古寿し				
長崎県	卓袱(しっぽく)料理	具雑煮			皿うどん・ちゃんぽん	佐世保バーガー
熊本県	馬刺し	いきなりだご	からしれんこん		太平燕(タイビーエン)	
大分県	ブリのあつめし	ごまだしうどん	手延べだんご汁			
宮崎県	地鶏の炭火焼き	冷や汁			チキン南蛮	
鹿児島県	鶏飯(けいはん)	きびなご料理	つけあげ		黒豚のしゃぶしゃぶ	
沖縄県	沖縄そば	ゴーヤーチャンプルー	いかすみ汁			
計			99品			23品

## 【地域資源の再発見・活用】

(担当局：水産庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
「漁村地域力向上事業」のうち「活力ある漁村づくりモデル育成事業」  平成19年6月から7月まで、地域における活力ある漁村づくりのためのプランの公募を受け付け、7地区を選定。 8月上旬より、各地区において地域の活性化に資する取り組みを実施。
2 課題
地域のリーダーとなる人材の育成
3 今後の予定
平成20年3月 課題提案書の公募（予定） 4月 モデル事業の選定、事業実施主体による事業の開始
4 主要スケジュール
平成20年3月 課題提案書の公募（予定） 4月 モデル事業の選定、事業実施主体による事業の開始

## 【企業やNPO等との連携の促進】

(担当局：農村振興局)

### 1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）

(広域連携共生・対流等推進交付金)

・都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、NPO等が広域で連携して実施する先導的取組等について、企画案を公募し、選定委員会に図るとともに、

① 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の促進：1団体（3年間実施）

② 都道府県域を越えた都市と農山漁村の共生・対流を活性化させる先導的取組：14事例（原則3年間実施）

を選定、採択し、モデル構築に向けた取組を支援した。

(グラウンドワーク推進支援事業)

・日本グラウンドワーク協会と各地のグラウンドワーク活動団体との連携基盤の構築を推進。

・各地の活動団体に対しての技術支援や指導・助言を実施。（グラウンドワーク活動団体等の設立支援等）

・企業の売上の一部を、日本グラウンドワーク協会を通して地域の環境改善活動に対する助成金として活用する環境活動助成事業の公募を実施。

・モデル地域に対して、地域貢献活動に関心を寄せている企業を対象にしたヒアリング調査を実施。

・上記の調査結果を元に、企業とNPOとの情報交換会の開催など、企業との連携事業を実施。

### 2 課題

(広域連携共生・対流等推進交付金)

・都市と農山漁村の共生・対流を実現するためには、都市と農山漁村の双方にメリットがあると同時に、両者を結びつけるための機能に対しても応分の収益が確保される必要がある。このため、平成19年度に採択された14事例の先導的取組のうち、新たな社会システムやビジネスモデルとして育っていくように、収益確保の方策を検討する必要がある。

(グラウンドワーク推進支援事業)

・企業からの寄付の拡大と寄付以外の連携の方法を検討。

・企業とNPOとの地域活動に対する視点が必ずしも一致していないため、どのようにマッチングさせていくか。

### 3 今後の予定（平成20年度）

(広域連携共生・対流等推進交付金)

- ・平成19年度に採択された14事例について、各取組の進捗状況等を評価する。
- ・このうち、平成20年度以降も実施することが妥当と判断された事例については、新たな社会システムやビジネスモデルとして引き続き支援していく。
- ・新たな先導的取組について、企画案を公募し、選定委員会に図るとともに、新たに選定、採択された取組を支援。

(グラウンドワーク推進支援事業)

- ・企業の売上の一部を、日本グラウンドワーク協会を通して地域の環境改善活動に対する助成金として活用する環境活動助成事業の公募を実施。
- ・NPOの活動情報を広く提供し、企業などとのマッチングを図るため、ウェブサイトを見直し、情報ネットワークを構築。
- ・モデル地域で行った企業連携支援方法により、他地域でも同様のアプローチが可能なか検討し実施。

#### 4 主要スケジュール

(広域連携共生・対流等推進交付金)

- 平成20年 4月 平成20年度事業の採択  
5月 平成20年度事業の開始
- 平成21年 3月 各取組の進捗状況等の評価

(グラウンドワーク推進支援事業)

- 平成20年 4月～ 企業とNPOとのマッチングを図るため、ウェブサイトを見直し、情報ネットワークを構築。
- 4月～ モデル地域で行った企業連携支援方法により、他地域において同様のアプローチ方法を実施。

## 【地域ブランド化の取組支援】

(担当局：大臣官房)

1 これまでの取組状況（平成19年4月～平成20年2月末）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ブランド化の取組の参考となるよう、成功のポイントを明示した「農林水産物・地域食品における地域ブランド化の先進的取組事例集」を作成した（19年11月）。</li> <li>○ 地域ブランド化の取組主体と取組を応援する者が情報提供、情報交換する場として「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を設立し、設立総会に併せて地域ブランド化の取組課題についてのシンポジウムを開催した（19年11月）。協議会メンバーには、関連する予算等の行政情報を適宜提供している。</li> <li>○ 農林水産物・食品について、目指すべき「地域ブランド」の姿と、地域ブランド化の取組課題を整理するため、知的財産戦略本部の専門家会議に地域ブランドワーキンググループを設置して議論し、報告書をまとめた（20年3月）。</li> <li>○ 平成20年度からの新規事業「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の公募を開始した（20年2月）。</li> </ul>	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産物・食品に関して、地域の特色を生かした力のある「地域ブランド」を各地で確立し、農林水産業の収益力の向上や地域活性化につなげる必要。</li> </ul>	
3 今後の予定（平成20年度）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の対象を選定し、実施。</li> <li>○ 地域の取組や企業等の情報提供等地域ブランド協議会活動の活発化（上記事業の実施）。</li> <li>○ 全国で行う知的財産や地域ブランド関係のセミナー等で、これまで収集した成功事例や地域団体商標等の管理の仕方などについて、知識の普及を図る。</li> </ul>	
4 主要スケジュール	
20年4月	農林水産物・食品地域ブランド化支援事業において取組主体を採択（25カ所程度）
20年5月以降	農林水産物・食品地域ブランド化支援事業の対象となった主体における取組の開始。適宜フォローアップの実施。
20年秋	食と農林水産業の地域ブランド協議会 総会

## 【地域ブランド化の取組支援】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>○ 地域食品のブランド化を促進するため、地域食品ブランド関係総合検討委員会を開催し、ブランド維持・管理セミナーの開催地の選定及びブランドアドバイザー（品質管理、商標等の知的財産の管理、ブランドコンセプトの管理、顧客満足度の管理等が行える者）の派遣先を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ブランド維持管理セミナーの開催（6カ所）。</li><li>・ブランドアドバイザー派遣先の事前調査（9カ所）及びブランドアドバイザー派遣（7カ所）を実施。</li></ul> <p>&lt;平成20年3月以降の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ブランド維持管理セミナーの開催予定（3カ所）。</li><li>・ブランドアドバイザーの派遣の実施予定（2カ所）。</li></ul>
2 課題
<p>○ 地域ブランド化を図る取組が盛んになってきているが、独自のブランドの確立・管理に関するノウハウの蓄積が充分であると言えない状況にある。</p> <p>今後もこうした地域ブランドを育て、継続的に存立可能なものとしていくためには、その導入部分である基準作りだけでなく、新たに地域ブランドの維持・管理のノウハウに関する支援を行っていく必要がある。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>○ 平成20年度も引き続き、ブランド維持・管理セミナー及びブランドアドバイザーの派遣を行う。平成19年度の事業実施結果を踏まえ、具体的な事業実施手法、派遣対象の選定、スケジュール等について検討することとする。</p> <p>（平成20年6月頃予定）。</p>
4 主要スケジュール
<p>（地域食品のブランド化に係る取組）</p> <p>20年 6月 地域食品ブランド育成・管理に関する専門委員会において事業実施手法等について検討会を開催</p> <p>20年 7月～3月 ブランド維持管理セミナーの開催</p> <p>20年10月～3月 ブランドアドバイザーの派遣（事前調査を含む）</p>

## 【地域ブランド化の取組支援】

(担当局：農村振興局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）						
<p>地域資源を活用した知的財産権の取得、知的財産権制度や知的財産権取得後の適切な管理体制等について、知的財産権を活用した地域活性化に取り組む団体等に対し、アドバイザー派遣を7箇所を実施するとともに、全国で9箇所で開催。</p>						
2 課題						
<p>地域ブランドの利活用に関心を寄せる関係者の多くが、実際の収益確保に結びつける事が難しい点を課題の一つとして捉えていることから、競争力強化のための取組に関する事例紹介やアドバイスを行っていくことが重要と考えられる。</p> <p>また、多くの場合、知的財産権を申請する団体は比較的小規模で十分な知識があるとは言いがたいため、組織の規模や条件に応じた管理体制について複数のモデルを広く示していくことが重要と考えられる。</p>						
3 今後の予定（平成20年度）						
<p>平成19年度に実施したアンケート調査の結果及び成功事例の分析等を反映し、引き続き知的財産権を活用した地域の活性化に取り組む団体へのアドバイザー派遣、研修会を実施予定。</p>						
4 主要スケジュール						
<table><tr><td>平成20年4月～6月</td><td>平成20年度事業実施方針の検討</td></tr><tr><td>7月～9月</td><td>知的財産権を活用した地域活性化研修会参加者及びアドバイザー派遣希望団体募集</td></tr><tr><td>9月～平成21年2月</td><td>研修会及びアドバイザー派遣の実施</td></tr></table>	平成20年4月～6月	平成20年度事業実施方針の検討	7月～9月	知的財産権を活用した地域活性化研修会参加者及びアドバイザー派遣希望団体募集	9月～平成21年2月	研修会及びアドバイザー派遣の実施
平成20年4月～6月	平成20年度事業実施方針の検討					
7月～9月	知的財産権を活用した地域活性化研修会参加者及びアドバイザー派遣希望団体募集					
9月～平成21年2月	研修会及びアドバイザー派遣の実施					

## 【地域ブランド成功事例の収集・分析・活用】

(担当局：水産庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
<p>平成18年度までに実施した水産物の地域ブランドの成功事例に関する調査結果について、内容をとりまとめの上、当該事業実施団体である「魚価安定基金」のホームページへの掲載。</p> <p>平成19年度も引き続き、「水産物流通構造改革事業」により、水産物の地域ブランド成功事例に関する調査を実施。</p>	
2 課題	
<p>ホームページ上の成功事例のさらなる充実に努め、これら事例を活用した効果的な普及啓発を図ることにより、産地における取組を促進する。</p>	
3 今後の予定	
<p>平成19年度に調査した水産物の地域ブランド成功事例の結果の内容を取りまとめ、当該事業実施団体である「魚価安定基金」のホームページへの掲載。</p> <p>平成20年度においても、「水産物流通構造改革事業」により、水産物の地域ブランド成功事例に関する調査を実施。</p>	
4 主要スケジュール	
20年3月	19年度調査結果取りまとめに関する検討会開催
20年6月	20年度調査計画に関する検討会開催
20年7月	19年度調査結果のHP掲載
20年8月～	20年度調査の実施
21年3月	20年度調査結果取りまとめに関する検討会開催

## 【日本ブランドマークによる輸出促進】

(担当局：生産局)

<p>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</p>
<p>(果実)</p> <p>○ 果実については、「みなぎる輸出活力誘発委託事業」(野菜及び果実の輸出促進)検討委員会において、日本産果実マークの貼付基準を決定するとともに、マーク候補を選定し、併せて、国内及び台湾における商標の登録可能性に関する先行調査を実施。</p> <p>(和牛)</p> <p>○ 和牛については、19年度「農業・食品産業競争力強化支援事業」のうち「知識集約型産業創造対策事業」において、和牛統一マーク等企画検討委員会（事務局：(社)中央畜産会）を設置し、マーク等の公募・選考、普及・啓発方法の検討等を実施。12月にマーク等を決定し、商標登録出願を実施するとともに、和牛の普及啓発イベントにおいて公表。また、香港での日本産牛肉販売促進イベント等でPRを実施。</p>
<p>2 課題</p>
<p>(果実)</p> <p>○ 日本産果実マークの国内産地への普及・啓発及び海外での認知度を高めるための取組みが必要。</p> <p>(和牛)</p> <p>○ 「外国産の霜降り牛」等との差別化を図るため、和牛統一マークを活用した和牛肉のブランド戦略の推進が引き続き必要。</p>
<p>3 今後の予定（平成20年度）</p>
<p>(果実)</p> <p>○ 商標の登録可能性に関する先行調査結果に基づき、日本産果実マークの最終案を決定（19年度中）。</p> <p>○ 国内及び台湾への商標登録出願を行い、出願受理後、日本産果実マークを公表し、各産地等へ使用申請に係る募集を実施。</p> <p>また、各種輸出促進対策事業の連携による事業展開を図ることとしており、</p> <p>○ 「真の日本食・日本食材海外発信事業」、「みなぎる輸出活力誘発委託事業」において、各種コンテンツの活用による日本産果実マークの普及・広報活動の実施。</p> <p>20年度以降は、各種輸出促進対策事業を活用して、輸出実証対象国の拡大及び検証等と併せ、国内外における効果的なPR活動の実施等を通じた日本産果実</p>

マークの普及・浸透を推進し、22年度までに本格導入を予定。

(和牛)

○ 引き続き、和牛統一マークの普及、マークを活用した和牛肉のPRを実施。

#### 4 主要スケジュール

(果実)

20年	3月	日本産果実マークの最終案決定
20年	4月～5月	日本産果実マークの国内及び台湾への商標登録出願 日本産果実マークの公表 日本産果実マークの使用申請の募集
20年	7月～	日本産果実マークを貼付した果実の輸出実証
21年～		輸出実証対象国の拡大
22年度		日本産果実マークの本格導入(目標)

(和牛)

20年	3月～	和牛統一マークの普及、マークを活用した和牛肉のPR
-----	-----	---------------------------

## 和牛統一マークとキャッチコピーを決定しました！

「和牛」は、他の品種には見られない優れた肉質等を持つ、我が国固有の財産とも言えるものです。その「和牛の肉」を海外に輸出するにあたって、「日本産の本物の和牛の肉」であることをアピールするためのマークとキャッチコピーを決定しました。

このマークとキャッチコピーを、今後は、「和牛の肉」の輸出や広報活動に広く活用させていただきます。

### ● 和牛統一マーク



### ● キャッチコピー

にっぽんの味 おいしい和牛

A taste of Japan - Let's eat delicious Wagyu!

このマークとキャッチコピーは、一般公募により作品を募集し、和牛統一マーク等企画検討委員会(事務局:社団法人中央畜産会)の厳正なる審査の結果選ばれた作品に一部修正を加え、最終的に決定しました。

※応募総数 マーク:540点 キャッチコピー:1,933点

## 【海外日本食優良店の支援に対する取組】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>日本食のショールームである海外日本食レストランの信頼度を高め、日本食の普及を通じて日本食材の輸出促進を図るため、2007年7月に民間有志により、NPO法人「日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）」が設立され、台北、上海、バンコク、ロンドン等において、支部となる日本食レストラン関係者のネットワークを築くとともに、それぞれの地域において、日本食レストランに関する情報を発信する普及啓発活動や料理人の調理技術・衛生知識の向上等を目指す教育研修活動、優良日本食レストランの推奨活動等の活動に対して支援を行っている。</p> <p>また、JROは、3月27、28日に東京において「日本食の未来を世界へ」をテーマに日本食レストラン国際フォーラムの開催を予定。</p>
2 課題
<p>日本食レストランの海外における普及を図り、日本食材の輸出促進につなげていくため、民間組織の取組を支援していくことが必要。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>日本食等に関する情報を発信する普及啓発活動等の支援を行っていくこととしている。</p>
4 主要スケジュール
<p>20年4月中 平成20年度に日本食レストランの海外普及を最も効果的に行う民間組織を、海外日本食優良店調査・支援事業、海外日本食優良店普及促進事業の対象として決定。</p>

## 日本食レストランの海外普及について

- 日本食のショーケースである日本食レストランの信頼度を高め、日本食の普及を通じて、日本食材の輸出促進を図る。
- 昨年、民間有志により設立されたNPO日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)において取り組んでいるところであり、現在、台北、バンコク、上海、ロンドン等において現地組織の支部を立ち上げているところ。
- 今後、JROは、現地の要請に応じて、支部ごとに普及啓発活動、教育研修活動、推奨活動を選択的に実施。

### ○ 平成19年3月 有識者会議における提言

「日本食レストラン推奨計画」(平成19年3月)

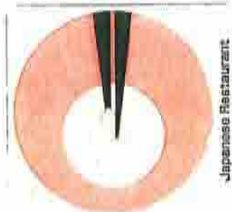
- ・ 公的規制の印象の強い「**認証**」ではなく「**推奨**」とする。
- ・ この取組は**民間が主体**となって実施する。行政は**情報提供等の側面的な支援**。
- ・ 推奨の取組と並行して、**鮮魚の管理や日本食の調理技術等についての講習会の実施や情報提供**が行われることが重要。
- ・ 推奨計画を円滑に進めるため、**農林水産物等輸出促進施策を**一層推進し、**推奨計画と輸出促進施策の連携**を図るべき。

### ○ 平成19年7月 日本食レストラン海外普及推進機構の設立

特定非営利活動法人

日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)

- ・ 設立 平成19年7月18日
- ・ 理事長 茂木友三郎  
(キッコーマン<sup>株</sup>代表取締役会長 CEO)
- ・ 所在地等 東京都港区芝公園1-7-8  
ITビル3階  
電話 03-5733-2585  
URL <http://jronet.org/>



### ○ 海外における現地組織(支部)の設立状況

- ・ 台北 : 11月3日設立
- ・ 上海 : 12月18日設立
- ・ バンコク : 1月1日設立
- ・ ロンドン : 2月1日設立
- ・ アムステルダム : 2月13日設立
- ・ ロサンゼルス : 2月22日設立
- ・ ヨーロッパ中部 (スイス、ドイツ、オーストリア)  
: 設立説明会の日程調整中
- ・ パリ : 関係者と調整中
- ・ ニューヨーク : ZAGATによる全米対象のガイドブック発行  
PR活動を先行する予定

### ○ 今後の進め方

- ・ 3月27、28日 東京で日本食レストラン国際フォーラム開催。
- ・ 現地組織の要請に応じて、普及啓発活動、教育研修活動、推奨活動等を選択的に実施。
- ・ 現地組織のネットワークにおいて、各日本食レストランが共同して課題を解決することを目指す。

## 【植物新品種の育成者権の保護の強化】

(担当局：生産局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<p>○第166回通常国会において成立し、平成19年5月18日に公布された種苗法の一部を改正する法律（罰則の引上げ等）を施行（12月1日）した。また、施行に向けて地方農政局等において説明会を実施し、改正法の普及促進を行った。</p> <p>○農業者の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類の植物を追加する省令改正が8月1日に施行された。また、海外における自家増殖の事例について情報収集を行った。</p> <p>○DNA品種識別技術の開発を支援するとともに、開発された技術の妥当性を検証するためのガイドラインの策定を行った。</p>
<b>2 課題</b>
<p>我が国の登録品種が海外へ無断で持ち出され、増殖品が逆輸入されるなど権利侵害への対応が必要であり、とりわけ、海外において模倣、無断増殖された我が国の新品種が育成者権の期間終了後に逆輸入されてくる問題に対抗する必要がある。</p> <p>育成者権の権利の範囲を確定するための登録品種のオリジナルの植物体を国として保存し、DNA品種識別技術の開発・実用化を進める必要がある。</p>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<p>○種苗法の改正案について検討を行う。</p> <p>○登録品種の品種識別鑑定制度の創設に向け、前提としてすべての登録品種の植物体の一部（DNA）の収集・保存体制を整備する。</p> <p>○これまで研究機関等で開発された全てのDNA品種識別技術の実用化を進め、その活用を図る。</p> <p>○自家増殖について、許諾契約等を含めた実態調査や関係者の意見聴取を行う。</p>
<b>4 主要スケジュール</b>
<p>○種苗法改正に向け、具体的な検討の場として検討会を開催し問題点の把握を図る。</p>

# 登録品種の標本・DNA保存等事業

## 現状と課題

- ・登録品種の特性を記載して国として保存している。
- ・登録品種の権利の範囲を確定するために、育成者権を付与する国の責務として何らかの形で植物体の保存が必要。

- ・育成者権の侵害は海外においても発生しており、権利侵害の証明にはDNA品種識別技術が迅速かつ有効。

- ・税関や裁判の証拠等でDNA品種判別技術を利用するには開発された技術の妥当性(再現性)の検証が必要だが、検証まで取り組まれている植物は極めて限定的(いちご・米)。
- ・また、妥当性の検証方法について決められたルールがない。

## 妥当性(再現性)の検証方法の確立

H19年度知識集約型事業で(独) 種苗管理センターがDNA品種識別技術の妥当性確認のための標準的な手順書を作成

## 事業の内容

### 登録品種の標本・DNA保存

#### ①植物体の一部保存

- ・搾葉標本
- ・真空凍結乾燥



#### ②DNAの保存

- ・抽出DNAの凍結保存



### DNA品種識別技術の妥当性(再現性)確認

「妥当性確認のための標準的な手順書」に基づき、開発された植物種毎のDNA品種識別技術の妥当性を確認

## 成果

- ・登録品種の権利の範囲が確定される。
- ・育成者権者の権利行使における環境が整備される。



- ・国際間紛争にも活用できるDNA品種識別技術が確立。

- ・効率的かつ信頼性の高い技術開発が可能。

## 【東アジア植物品種保護フォーラム構想の具体化】

(担当局：生産局)

<b>1 これまでの取組状況</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・10月にアジア各国の担当局長、課長クラス及び国際機関等を招き、東京で「アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するシンポジウム」を開催し、フォーラムに関する働きかけを行った。</li><li>・11月のAMAF+3において我が国よりフォーラムの設置を提唱し、各国の賛同を得てフォーラムの設置が決定した。</li><li>・平成20年度予算において新規事業として「東アジア植物品種保護推進事業」が認められたところ（概算決定額127百万円）。</li></ul>
<b>2 課題</b>
<p>我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、植物品種保護制度の整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、各国での調和的な制度の整備・充実強化を進めるための技術協力、人材育成等を推進する。</p> <p>とりわけ関係各国からフォーラムの活動目的・内容についての理解を得、主体的な参加、相互の貢献を引き出す。</p>
<b>3 今後の予定</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・フォーラムの開催に向けて、活動内容について各国の同意を取り付けを行う。</li><li>・7月中に「東アジア植物品種保護フォーラム会合」を開催し、各国の審査能力向上のための研修等の実施、UPOV基準に基づく審査基準や審査方法の統一に向けた協力活動を提案する。</li><li>・各国の合意のとれた活動から協力を開始するとともに事務局として常設のホームページの立ち上げを行う。</li></ul>
<b>4 主要スケジュール</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・7月 「東アジア植物品種保護フォーラム」の開催</li><li>・8月 制度運営能力向上のための受入研修の開催</li><li>・11月 審査合理化のための技術会合開催（インドネシア）</li></ul>

# 東アジア植物品種保護フォーラムの設置

## 目標

アジア域内の農林水産業・食品産業の交流の一層の拡大による共通利益の追求

(WIN-WINの関係を構築)

知財保護に基づく

- ・各国における新品種育成の振興
- ・海外からの新品種の導入促進
- ・新品種に関する権利侵害リスクの小さい、安心な輸出入の促進
- ・知財を活かした種苗産業の多様なビジネス展開

## 前提となる条件整備

東アジア全域における農林水産分野の知財の共通基盤の構築・基盤上での協同の取り組みが必要

## 実現に向けた道すじ

### 「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置

- ・ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定 (各国で持ち回り開催) ※2008年7月第1回会合開催

→ 植物品種保護の重要性の認識、制度の国際的調和、互恵協力・支援の可能性について合意形成

### フォーラムに基づく多様な協力活動を展開



#### ① 植物品種保護に関する制度・運営能力の向上

- ・ワークショップの開催
- ・人材育成・能力向上のため、各国機関への派遣
- ・日本等における集中研修プログラムの実施

#### ② 審査・登録の共通化

- ・出願様式の統一・栽培試験方法の調和
- ・栽培試験結果データの交換
- ・品種登録情報(データベース)の共有

#### ③ 権利行使のための取組

- ・侵害事例に関する情報交換
- ・品種識別のためのDNA分析技術の協力

#### ④ 協力活動の常時支援

- ・持ち回り開催国による事務局
- ・ホームページの開設等

・世界レベルの品種保護システム(UPOV)に適合した調和

・将来のアジアの知財共通システムの構築を模索

## 【海外への働きかけ、情報収集】

(担当局：生産局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<p>○中国に対し官民合同ミッションを派遣し、育成者権等の制度整備や拡充を要請（平成19年10月）。</p> <p>○今年度からインドに対しても官民合同ミッションを派遣（平成20年2月）。</p> <p>○我が国の育成者が、海外で適切な権利行使が行うことができるよう、平成19年7～8月に中国において訴訟経験のある関係者を訪問し、具体的な手続き等について調査を行い、この結果をとりまとめ、シンポジウム等を通じ広く関係者に周知した。</p>
<b>2 課題</b>
<p>我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、植物品種保護制度の整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、政府当局への働きかける。また、各国の制度整備の状況、権利取得・活用に際しての具体的な問題点について、広く情報収集を行う。</p>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<p>○今後とも、中国・インド等へ官民合同ミッションを派遣する予定するとともに情報収集を継続する。</p> <p>○各国の制度整備状況等について調査・分析する。</p> <p>○各国担当官等の我が国制度の理解を促進するための研究員の招へいを行う。</p>
<b>4 主要スケジュール</b>
<p>4月 中国に官民合同ミッション派遣</p> <p>6月 中国にハイレベルの官民合同ミッションを派遣</p>

## 【和牛精液の流通管理の徹底】

(担当局：生産局)

<b>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 19年度農業競争力強化対策民間団体事業のうち和牛精液等流通管理体制構築推進事業において、我が国の財産である和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のためのモデル体制を構築することとし、同事業を推進。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 8月、事業実施主体である家畜改良事業団、十勝家畜人工授精所、京都大学を交えてのシステム開発に係る全国推進会議を実施。</li><li>・ 1月、全国システム開発に係る基礎プログラム事前調査検討会及び種雄牛コード検討会。</li></ul></li><li>○ 19年度に以下の二つのシステムについて開発した<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域段階において開発した人工授精師等に利便性がある精液利用の情報フィードバックシステム（地域モデルシステム）。</li><li>・ 全国的な普及のため、各地域モデルシステムと互換性を持つように開発した全国共通基礎システム。</li></ul></li></ul>
<b>2 課題</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 精液生産者、農協、人工授精師等からなる地域協議会の設置、既存ストローの流通・保管に係る実態調査を行う必要。</li><li>○ 精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムを構築する必要。</li><li>○ モデル的に構築した流通管理体制の全国的な普及を視野に入れ、全国段階における精液ストローの使用実態調査、情報フィードバックシステムにおいて全国共通となる基礎システムの開発、全種雄牛に与える個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等を進める必要。</li></ul>
<b>3 今後の予定（平成20年度）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 19年度に開発した二つのシステムについて実証事業を実施予定。</li></ul>
<b>4 主要スケジュール</b>
<p>20年3月、選定審査委員会を開催し、公募提案者に対するヒアリングを実施。 20年5月、地域における事業推進計画策定のための検討協議会の開催。</p>

20年7月、地域におけるシステム運用等のための検討協議会の開催。  
20年8月、地域モデルと全国共通基礎システムの連携調査。  
21年1月、地域モデルシステム、全国共通基礎システムのプログラムの改修終了。  
21年3月、地域における実証試験結果のための検討協議会の開催。

## 【権利侵害対策の強化】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<ul style="list-style-type: none"><li>・東アジア各国への食品産業の投資を促進するため、知的財産権の侵害に対する弁護士による相談体制の整備（19年10月～継続中）</li><li>・東アジア地域への食品産業の投資促進を図る観点から、日本食品の模倣品状況を調査するため、専門家からなるミッション団を派遣（19年11月）</li><li>・東アジアの模倣品の状況、知財に関する、セミナー及び個別相談会等を開催（12月長野市、2月神戸市、3月東京、福岡市、札幌市）</li><li>・（財）食品産業センターに「食品産業海外事業活動支援センター」を設置（19年10月）</li></ul>
2 課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・「青森」、「讃岐」といった地名など、日本食品の商標が海外において既に商標登録をされている実態</li><li>・日本食品の海外フェア等において、出展の際の商標管理の問題</li><li>・日本における商標管理の甘さから海外輸出や投資の際に問題となるケースが見られること</li></ul>
3 今後の予定（平成20年度）
<ul style="list-style-type: none"><li>・知的財産権・ブランド保護のため、食品産業海外事業活動支援センターでは弁護士による相談体制を構築</li><li>・模倣品対策として、専門家からなるミッション団の派遣の実施</li><li>・知的財産権・ブランド保護の対応策等に関する個別相談会、セミナー等の開催</li></ul>
4 主要スケジュール
4月 ・知的財産権・ブランド保護のため弁護士による相談体制の構築 10月 ・現地調査ミッション団の派遣（タイ、台湾を予定） 年間を通じて ・知的財産権・ブランド保護のための対応策に関する個別相談会、セミナー等を東京、大阪などの国内主要都市及び海外主要都市数カ所において開催

## 【食品産業に係る技術流出防止指針の作成】

(担当局：総合食料局)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第1回作業部会（平成19年5月29日開催）の議論を踏まえ、手引きのたたき台を作成した。</li><li>○ たたき台を踏まえ、同部会の委員他との意見交換調整を行い、手引き（案）の作成を進めた。</li><li>○ 第2回作業部会を2月25日に開催し、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き（案）」について検討した。</li></ul>	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 食品産業における、意図せざる技術流出に関する意識啓発と知識の普及</li></ul>	
3 今後の予定（平成20年度）	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成19年度内に、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを策定し、農林水産省ホームページに掲載する。</li><li>○ 東アジア食品産業活性化戦略の関連事業のセミナー等で、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きの概要版を配布し、同手引きの内容を紹介し、その活用推進を図る。</li><li>○ 同手引きの活用推進については、食品産業海外事業活動支援センターのホームページにも手引きを掲載する等、同センターの活動との連携を図る。</li></ul>	
4 主要スケジュール	
平成20年3月	食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを策定する。
平成20年3月	食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きを、農林水産省及び食品産業海外事業活動支援センターのホームページに掲載する。
平成20年3月	東アジア食品産業活性化戦略の関連事業のセミナー等で、食品産業の意図せざる技術流出対策の手引きの内容を紹介する。

# 【農林水産関係者、現場の指導者に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：大臣官房)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産業者、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員等が活用できる、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの「知的財産」としての取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめた「農業における現場における知的財産取扱指針」を平成19年8月に策定し、広く関係者に説明・普及を図った。</li><li>○ 農林水産分野の関係者（地方公共団体の行政担当者及び研究者、生産者団体、生産者、関係企業）を対象に、農林水産分野における知的財産に関する研修を実施した（全国3カ所）。</li><li>○ 農林水産分野における知的財産をわかりやすく説明した初級パンフレットに加え、農林水産現場で指導的立場を担う者を対象にした中級パンフレットを作成し、関係機関等に配布を行うとともに、ホームページを活用して普及を図った。</li><li>○ 地方農政局等に農林水産分野の知的財産相談窓口を平成19年12月に設置するとともに、経済産業省の地方経済産業局等と連携し、相談に速やかに対応できる体制を整備した。</li><li>○ 地方農政局等と経済産業省の地方経済産業局等が連携し、地域ブランド化等に関する知的財産セミナーを共催した（全国3カ所）。</li></ul>	
2 課題	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農林水産関係者について、研修対象ごとの役割を明確化し、人材育成全体の基本的考え方の下で普及啓発・人材育成を効率的・効果的に実施していく必要。</li><li>○ 農林水産関係者の知的財産に関する習得環境を更に整備するため、経済産業省や知的財産専門家との連携をより深める必要。</li></ul>	
3 今後の予定（平成20年度）	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 20年度の新規事業「農林水産分野知的財産人材育成総合事業」により、事業検討委員会を立ち上げ、対象毎の役割、対象別の研修方針、研修内容等を検討。</li><li>○ 経済産業省、知的財産専門家との連携を更に進め、習得環境を整備。</li><li>○ 引き続き、全国で積極的に研修・セミナーを開催し、普及・啓発を推進。</li></ul>	
4 主要スケジュール	
20年4月	農林水産分野知的財産人材育成総合事業の実施団体の採択
20年4月以降	研修・セミナーを全国で実施

## 【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：経営局)

<p>1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 普及指導員（農業）を対象とした、育成者権等の知的財産権に係る専門的な知識や活用戦略、権利化支援方策、権利侵害対応、植物の特性調査等に関する知的財産専門研修を実施（全国4ヵ所）。</li><li>○ 普及指導員（農業）の知的財産に関する活動を支援するための相談窓口（（社）全国農業改良普及支援協会の普及情報ネットワークシステムを活用し、知的財産に関する各種情報提供や普及活動の際に生じた質問に対して専門家からの回答等を実施）を開設（7月～）。</li><li>○ 普及指導員（農業）資格試験（国家試験）への知的財産に関する項目の導入について、普及指導員資格試験委員会にて有識者等の意見を聴取。</li></ul>
<p>2 課題</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係者に対し研修等の積極的な活用を働きかける。</li></ul>
<p>3 今後の予定（平成20年度）</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 引き続き普及指導員（農業）を対象とした知的財産専門研修を実施するとともに相談窓口を運営。</li><li>○ 普及指導員資格試験実施要領を改正（平成20年3月24日）し、平成20年度普及指導員（農業）資格試験（国家試験）に知的財産に関する項目を導入する。</li></ul>
<p>4 主要スケジュール</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成20年3月24日に、普及指導員（農業）資格試験（国家試験）への知的財産に関する項目の導入について公表。</li><li>○ 普及指導員（農業）を対象とした知的財産専門研修を引き続き実施。</li></ul>

## 【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：林野庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
<p>平成19年度の林業普及指導員研修において、農林水産業における知的財産の保護・活用等に関する講義を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・林業普及指導員新任者研修（5月28日）</li><li>・林業普及指導員一般研修（8月27日）</li><li>・林業普及指導員専門研修[特用林産]（12月13日）</li></ul>
2 課題
<p>現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進を図るため、林業普及指導員、森林所有者等の知的財産に対する認識を高める必要がある。</p>
3 今後の予定（平成20年度）
<p>(1) 林業普及指導運営方針の改正 林業普及指導活動のあり方を定めた運営方針（長官通知）を一部改正し、知的財産の保護・活用に配慮した普及指導活動の展開が図られるよう誘導する。</p> <p>(2) 平成20年度に実施予定の林業普及指導員研修において、現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進に関する研修を行う予定。</p>
4 主要スケジュール
<ul style="list-style-type: none"><li>・「林業普及指導運営方針」の一部改正（4月）</li><li>・林業普及指導員新任者研修（5月）</li><li>・林業普及指導員一般研修（9月）</li><li>・林業普及指導員専門研修[林産]（12月）</li><li>・林業普及指導員専門研修[林業経営]（平成21年1月）</li></ul>

【普及指導員に対する普及啓発・人材育成】

(担当局：水産庁)

1 これまでの取組状況（平成19年7月～平成20年2月末）
平成19年7月と10月に水産業普及指導員研修会において、水産業にかかる知的財産に関する研修を実施した。
2 課題
現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進を図るため、普及指導員、漁業者、漁協職員等の知的財産に対する認識を高める必要がある。
3 今後の予定（平成20年度）
平成20年7月と10月に開催予定の水産業普及指導員研修会において、現場での技術やノウハウの発掘・創造・保護の促進に関する研修を行う予定。
4 主要スケジュール
平成20年7月と10月に水産業普及指導員研修会を開催予定。



知的財産で農林水産業に付加価値を！  
～農林水産省知的財産戦略の考え方～

(参考)

農林水産業・食品産業をめぐる状況

経済のグローバル化と競争の激化  
我が国の農林水産業の担い手の減少  
地球温暖化、気候変動、人口増加による  
食料難など、新たな課題

「知的財産」は、  
付加価値の創造  
産業の高度化  
新しい課題への対応  
を可能とするものであり、  
今後ますます重要に。

農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化の  
ためには、「知的財産」を継続的に生み出し(創造)、そ  
れを経済的価値につなげていく(活用)ことが必要。

農林水産分野の「知的財産」

- ・植物新品種
- ・動物等の遺伝資源
- ・農林水産業の技術・ノウハウ
- ・機能性食品の製造技術
- ・農産物、地域食品等の商標、ブランド等

戦略のポイント

概ね3年間で実施すべき施策をとりまとめ

研究、生産現場、海外の各分野で知的財産(新しい価値)の創造と活用を戦略的に実施。  
付加価値のあるもの、新たな産業分野の開拓  
価値の創造・活用を進めるために必要な以下の施策についても推進。

- ・適切な保護の制度や体制の整備
- ・農林水産分野の知的ストックを「知的財産」と認識する意識改革

# 農林水産省知的財産戦略における主な施策

## 創造・活用

### 研究・技術開発分野

**目標:** 新たな需要開発による市場規模を22年度までに700億円程度に  
ゲノム情報を活用した新品種を22年度までに50件程度創出

#### 研究開発を活用した新需要・新産業創出

機能性食品やバイオマス燃料等新食品・新素材の新たな需要創造につながる研究成果を、企業との共同の実用化研究、事業化に必要な施設整備等への支援により、実用化・事業化を推進

#### 遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

新品種の保護制度のない家畜については、遺伝子特許の取得を促進し、これを活かした育種改良で価値の高い食用種を育成

また、イネ、ダイズ、野菜等について、有用遺伝子の機能解明・特許化を活用して減農薬栽培用品種、高バイオマス品種等を育成

#### 研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進

##### (1) 農林水産知財ネットワーク（仮称）の構築

大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等約8割の参画を目指したネットワークを構築し、各々の特許・研究成果の情報を一元化して相互活用による実用化を促進

##### (2) 新分野開拓に向けた連携強化

医療や工業等他分野を含めた需要開拓のため、研究機関に外部専門家を活用した「リエゾンオフィス」を設置し、共同研究や実用化・商品化を促進

## 生産現場・農山漁村

**目標:** 生産現場における技術・ノウハウを活かした生産、地域ブランド形成の促進

生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成  
現場の農林水産業者や指導者が現場の技術・ノウハウ等の知財を発掘・創出・実用化・保護のための指針を作成し普及  
地域資源の発掘、再認識によるブランド化・事業化の促進

- (1) 身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用  
企業等の地域活動への参画支援、郷土料理百選の実施等
- (2) 地域ブランド化への支援  
成功事例の収集・分析、アドバイザー派遣等

## 海外

**目標:** 輸出拡大に向けた日本ブランドの醸成

#### 日本ブランド対策

和牛、日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進。

## 保護

### 育成者権

**目標:** 品種・商標等知財保護の強化

#### 権利侵害への対応強化

- ・DNA識別鑑定能力の向上
- ・侵害対応に備えた全登録植物品種の保存体制構築

#### 海外での育成者権保護強化

東アジアでの植物品種保護制度の共通の基盤の構築のため、制度調和、技術協力、人材育成を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム（仮称）」の設置を提唱

#### 海外での侵害に関する相談窓口の設置

海外の市場や知的財産保護制度に係る情報提供支援、商標権侵害等の相談窓口設置 等

## 普及啓発・人材育成

**目標:** 知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成

農林水産業者・研究所・普及指導員等における意識啓発、知識の普及